

八千代デパート発行の商品券をお持ちのお客様へ

『商品券』払戻しについてのお知らせ

- ・有効期限のない八千代デパート商品券は平成 29 年 7 月 30 日をもって終了いたしました。
- ・未使用の商品券につきましては資金決済法第 20 条 1 項に基づき下記の通り払戻しを行います。
- ・お手数ではございますが対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内に払戻しの手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

◎払戻しを行う前払式支払手段発行者 株式会社八千代デパート

◎払戻対象 有効期限のない八千代デパート商品券



◎払戻申出期間

平成 29 年 8 月 17 日 (木) ~平成 29 年 10 月 31 日 (火)

午前 9 時~午後 5 時

※この期間内に申出がない場合、当該払戻しから除斥されますのでご注意ください。

◎申出方法 未使用商品券を株式会社八千代ストアー事務室(千葉県八千代市八千代台北 1-1 アピアビル地下 2 階) までご持参ください。郵送は受付いたしませんのでご了承くださいませ。

◎払戻方法 当額面の金額を現金にて払戻しとなります。

※払戻しができない商品券

①使用済商品券

②破損により商品券番号が照会できない商品券

③3 分の 1 が減失している商品券

④偽造されている商品券

◎問い合わせ先 株式会社八千代ストアー管理部

〒276-0031

千葉県八千代市八千代台北 1-1-1

TEL 047-482-1121